

広島県水道広域連合企業団告示第11号

広島県水道広域連合企業団行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により、情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等を次のように定めた。

令和5年4月1日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により、情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等

広島県水道広域連合企業団行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第9号。以下「条例」という。）第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項及び第6条第1項の規定により、情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等（条例第2条第10号に規定する手続等をいう。以下同じ。）を次のように定め、令和5年4月1日から施行する。

条例第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項及び第6条第1項の規定により、情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等は、次表の左欄に掲げる条例等（条例第2条第1号に規定する条例等をいう。以下同じ。）の同表右欄に掲げる条項に規定する手続等とする。

条例等	条項
広島県水道広域連合企業団条例情報公開条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第6号）	第6条第1項
個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）	第77条第1項
広島県水道広域連合企業団契約規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第9号）	第20条第1項（入札の公示で明示するものに限る。）
広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第21号）	第17条から第19条まで、第22条第1項第1号、第22条第2項第1号及び第3号
広島県水道広域連合企業団水道用水供給事業における給水規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第61号）	第3条第1項、第4条第1項、第5条及び第6条第1項
広島県水道広域連合企業団工業用水道条例施行規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第62号）	第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第6条、第8条第1項及び第9条